

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和4年12月19日(2022.12.19)

【公開番号】特開2021-105126(P2021-105126A)
 【公開日】令和3年7月26日(2021.7.26)
 【年通号数】公開・登録公報2021-032
 【出願番号】特願2019-237221(P2019-237221)
 【国際特許分類】

C 0 8 F 2 2 0 / 1 8 (2 0 0 6 . 0 1)

10

C 0 8 C 1 / 1 5 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 C 3 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 F 2 / 2 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 F 2 2 0 / 1 8

C 0 8 C 1 / 1 5

C 0 8 C 3 / 0 2

C 0 8 F 2 / 2 4 Z

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年12月9日(2022.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクリル酸エステル由来の結合単位(A)50~98.9重量%、メタクリル酸エステル由来の結合単位及び/又はエチレン性不飽和ジカルボン酸ジエステル由来の結合単位(B)1~30重量%、反応性基含有単量体由来の結合単位(C)0.1~10重量%及びその他の単量体由来の結合単位(D)0~20重量%からなり、灰分量が0.5重量%以下で、且つ該灰分中のマグネシウムとリンの合計量が全灰分量に対する割合で50重量%以上であり、重量平均分子量(Mw)が100,000~5,000,000の範囲であるアクリルゴム。

30

【請求項2】

アクリル酸エステル由来の結合単位(A)が、アクリル酸アルキルエステル及びアクリル酸アルコキシアルキルエステルからなる群から選ばれる少なくとも1種のアクリル酸エステル由来の結合単位である請求項1に記載のアクリルゴム。

【請求項3】

40

リン酸エステル塩を乳化剤として使用し乳化重合したものである請求項1又は2に記載のアクリルゴム。

【請求項4】

乳化重合した重合液をマグネシウム塩を凝固剤として使用することにより凝固させ、乾燥したものである請求項1~3のいずれか一項に記載のアクリルゴム。

【請求項5】

凝固後にスクリー押出機を用いて乾燥されたものである請求項1~4のいずれか一項に記載のアクリルゴム。

【請求項6】

前記スクリー押出機を用いた乾燥が、減圧下で行われたものである請求項5に記載のア

50

クリルゴム。

【請求項 7】

アクリル酸エステル (a)、メタクリル酸エステル及び / 又はエチレン性不飽和ジカルボン酸ジエステル (b)、反応性基含有単量体 (c)、及び必要に応じて共重合可能なその他の単量体 (d) とからなる単量体成分を水とリン酸系乳化剤とでエマルジョン化した後に重合触媒存在下に乳化重合して乳化重合液を得る乳化重合工程と、

得られた乳化重合液をマグネシウム塩水溶液で凝固させて含水クラムを生成させる凝固工程と、

生成した含水クラムを洗浄する洗浄工程と、

洗浄した含水クラムを乾燥する乾燥工程と、

を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のアクリルゴムを製造するための製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のアクリルゴムにおいて、アクリル酸エステル由来の結合単位 (A) が、アクリル酸アルキルエステル及びアクリル酸アルコキシアキルエステルからなる群から選ばれる少なくとも 1 種のアクリル酸エステル由来の結合単位であることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、リン酸エステル塩を乳化剤として使用し乳化重合したものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、乳化重合した重合液をマグネシウム塩を凝固剤として使用することにより凝固させ、乾燥したものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、凝固後にスクリュウ押出機を用いて乾燥されたものであることが好ましい。

本発明のアクリルゴムにおいて、前記スクリュウ押出機を用いた乾燥が、減圧下で行われたものであることが好ましい。

10

20

30

40

50